



忘れずに申請しよう

福祉医療費

受給資格証の交付

保険医療助成課 ☎ 229-3158 FAX 229-5001

福祉医療費助成制度は、妊産婦や子どもなどの受給対象者が、資格確認書などを使って医療機関等にかかった場合に、一部負担金（保険診療分の1〜3割）を助成するものです。助成額など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



受給資格がある人

受給資格証（妊産婦医療費を除く）の有効期限は毎年8月31日です。本人や保護者、扶養義務者等の前年中所得を基準に9月1日に更新されます。前年中所得が基準未満であることを確認できる人には8月中旬に新しい受給資格証を送付します。更新の手続きが必要な人と、所得の状況などにより受給資格を失う人（子ども医療費受給者以外）には、8月中旬に通知します。



受給資格がない人

前年中所得で判定されることなどにより、これまで該当しなかった人も受給できるようになる場合があります。下記の対象に該当する場合は、申請手続きを行ってください。



一人親家庭等



対象

- 子どもを養育している配偶者のいない父または母、および子ども
- 父母のいない子ども、および子どもを監護している配偶者のいない人
- 配偶者に重度の障がいがある父または母、および子ども
- 配偶者から1年以上遺棄されている父または母、および子ども
- 配偶者からの暴力（DV）被害で避難している父または母、および子ども

※子ども…18歳になった日以降の最初の3月31日までの者

所得制限 あり

障がい者



対象 次のいずれかに該当する人

- 身体障害者手帳（1〜3級）の交付を受けている
- 療育手帳（A・B1）の交付を受けている、または知能指数が50以下と判定されている
- 精神障害者保健福祉手帳（1〜2級）の交付を受けている

所得制限 あり

65歳以上障がい者

対象 上記の対象に該当する後期高齢者医療制度の被保険者

所得制限 あり

子ども



対象 15歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども

所得制限 なし（所得情報の確認が必要）

妊産婦



対象 妊娠5カ月以上で出産月の翌月末日までの妊産婦

所得制限 なし（所得情報の確認が必要）

精神障がい者



対象 次の全てを満たす人

- 精神障害者保健福祉手帳（1〜2級）の交付を受けている
- 本人と扶養義務者が津市に引き続き1年以上居住している
- 指定医療機関（精神科）に継続して90日を超えて入院している

所得制限 あり

